

## 潮 流

# 資金決済分野における事業会社の進出

専任研究員 鈴木 博

資金決済は、実体経済の円滑な運営に欠かすことのできないものである。貨幣経済の下では、財貨・サービスの売買などの経済取引は、資金決済が行われることによって完結される。従来、企業間取引などの大口の決済においては、手形・小切手による決済や銀行振込などが利用され、個人などの小口取引では、現金の授受を中心に、銀行振込やクレジットカードによる決済などが行われていた。手形や小切手、銀行振込等の決済を支えるインフラとして、手形交換制度や内国為替決済制度などが金融関係者によって構築されている。

近年、こうした資金決済の分野で、個人を対象とする小口取引を中心に、新たな決済手法が広がってきている。第一は、電子マネーの利用拡大であり、コンビニ等における商品の購入や電車やバスなどの交通サービスの利用などにおいて、現金決済に代わる手段として活用されている。電子マネーは、事前に払い込んだ金額を電子情報として IC カード等に蓄積し決済に利用するもので、日本では 2001 年に始めて導入され、コンビニ等の流通業者や J R や私鉄等交通機関などにおいて発行されている。

第二は、広義には第一の電子マネーに含まれるが、金額情報が利用者の保有する IC カード等ではなく、事業者のコンピュータのサーバで管理され、通信回線を経由してサーバにアクセスし決済に利用するものである。音楽配信やネットオークションなどインターネット上の取引の決済手段として近年急速な広がりを見せている。

第三は、収納代行や代金引換サービスなど消費者と直接接触することの多い事業者が行う小口決済サービスの取扱増加である。コンビニ等による収納代行サービスは、電力・ガス料金の取扱いを皮切りに 80 年代後半に開始されたが、その後、携帯電話料金やインターネット関連の料金収納などが加わり、2000 年代になって社会保険料や各種税金の収納代行も開始され、2007、2008 年度にはコンビニ大手 4 社を合計した収納代行取扱件数は同年（暦年）の都銀の内国為替取扱件数を凌駕するに至っている。また、大手宅配業者などが商品の配達と同時に代金の回収を行う代金引換サービスも 80 年代後半に開始されたが、これも通販や産直などの取引の広がりにもなって、取扱件数や取扱金額が拡大している。

こうした決済は、消費者との取引において強力な販売チャンネルを持つ流通業者や交通業者、インターネット関連業者、携帯電話会社などの事業会社を中心に、本業に付随する業務、あるいは本業との相乗効果を持つ業務として推進されている。利用者サイドからみると、便利さや低コストに加えてポイントサービスの享受などのメリットがある。

こうした決済サービスの広がりに対して、利用者保護や決済システムの安全性確保などの制度整備を目的として、第 171 回国会において資金決済に関する法律が成立し、来年施行される予定である。本法律では、これまで銀行等金融機関に限られていた為替取引が金融機関以外の業者にも認められた。金融機関にとっては、小口リテール決済の分野において今後は同業者だけでなく事業会社も競争相手となる。競争環境や自らの収益構造などを考慮した上で、より戦略的な対応が求められるよう。